

**令和6年12月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和6年12月20日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和6年12月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年12月20日（水） 午後3時30分～午後4時30分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 39人

農業委員 12人

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 平山 康生  | 8. 富田 等   | 13. 竹田 久義 |
| 2. 田中 浩信 | 6. 和泉 弘美  | 10. 小松和貴子 | 14. 松永 哲夫 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 山根 三枝子 | 11. 竹内 章雄 | 16. 松下 孝江 |

農地利用最適化推進委員 27人

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 8. 戸張 正典  | 16. 横山 隆一 | 24. 竹林 隆  |
| 2. 西山 孝  | 9. 宮前 千代秋 | 18. 宮武 俊博 | 25. 古竹 義弘 |
| 3. 廣瀬 義文 | 10. 山口 好則 | 19. 喜來 聖則 | 26. 村山 雅美 |
| 4. 一本松 学 | 11. 須藤 誠一 | 20. 新居 勉  | 27. 徳永 善史 |
| 5. 齋藤 純子 | 13. 大野 忠志 | 21. 山本 清秀 | 28. 竹林 俊一 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 高木 久義 | 22. 深井 正隆 | 29. 山本 敏一 |
| 7. 守家 祥司 | 15. 田羅間 勳 | 23. 佐藤 久男 |           |

欠席委員 7人

農業委員 4人

- |          |         |           |           |
|----------|---------|-----------|-----------|
| 4. 内田 久夫 | 9. 牛田 均 | 12. 松永 哲之 | 15. 尾崎 義美 |
|----------|---------|-----------|-----------|

農地利用最適化推進委員 3人

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 12. 大西 浩 | 17. 田中 正隆 | 30. 三谷 孝治 |
|----------|-----------|-----------|

農業委員会事務局出席者

|            |             |           |
|------------|-------------|-----------|
| 事務局長 谷本 孝二 | 事務局次長 大西 良明 | 副主幹 河田 浩和 |
| 主 査 佐々木武志  | 主 任 宮内 隆匡   |           |

その他出席者

農林水産課 主査 西山善行

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 丸亀農業振興地域整備計画の全体見直しについて
2. 農地利用意向調査の実施について
3. その他

### 報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

- 議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第68号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第69号 非農地証明願について
- 議案第70号 農地改良に係る届出について

### 報 告

- 報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

### その他

●事務局長（谷本孝二君）

それでは、ただいまから令和 6 年 12 月定例総会を開会いたします。会長よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

お疲れ様でございます。いよいよ年末も押し迫りまして、今年もあとわずかになりました。つい先日、各地区で地域計画の協議があったと思います。ご参加された方は、今の進捗状況をお分かりだと思います。来年の 3 月末までに策定しないといけませんので、また協力してくれという要請がございます。また近づきましたら何かご連絡あるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。今日は、この定例総会の後また忘年会を予定しております。ご参加される方はどうぞよろしくお願いをしたいと思います。また議題がたくさんございます。早速、審議をお願いしたいと思います。本日の出席委員さんは 12 名で、過半数の方が出席されていますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。本日の議事録署名委員は、7 番の山根委員さんと、8 番の富田委員さんをお願いいたします。よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

まず、農政に関する議題でございます。議題 1 丸亀農業振興地域整備計画の全体見直しについて、議題 2 農地利用意向調査の実施について、議題 3 その他、以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは最初に議題 1 丸亀農業振興地域整備計画全体見直しについて、農林水産課西山さんに出席いただきました。説明をお願いします。

●農林水産課農政担当（西山善行君）

皆さんこんにちは。お世話になっています。農林水産課の農振除外の係 西山と申します。今日は貴重なお時間いただき、現在取り組んでおります丸亀農業振興地域整備計画の見直し、こちらは変更という言い方が正しいのですけども、見直しにつきましてご説明の機会をいただいております。お手元の資料、この最後にお配りさせていただきました、ホッチキス止めの2枚。それから、ファイル。色はちょっと違うんですけど、青だったり、緑だったりしますけども、中身は同じで丸亀農業振興地域整備計画書です。めくっていただきますと、中ほど以降に図面つけてございます。この緑の色がついているところが、農業振興地域内の農地で、国とか県の補助が出る農地ということになります。その後ろ、裏面以外の方もいますけども、後ろに農業振興地域のエリアを示したもの。あとこういう小さな点々がついているのは、圃場整備とか、ため池の整備をしようとしているところの計画図でございます。それから次の図面で、裏面になっている人もいますけども、赤色で多く色付けしている部分これは、多面の補助のエリア、受益地を示しています。それから、テキストになりますけども、基礎資料、丸亀の農業に関する諸データを載せておるものです。また最後に、今までやってきた、圃場整備とかの実績につきましても、図面を最後の方につけてございます。それでは、資料レジュメに従って読み上げさせていただく関係で座らせていただきます失礼します。丸亀農業振興地域整備計画との見直しにつきまして、皆様へのご報告なりご説明となります。農業振興地域整備計画につきましては、農振地域の整備に関する法律の規定で、国の基本指針が公表されましたことに基づきまして、県知事が200ヘクタール以上の農地がある市を農業振興地域として指定しております。その中で、農業振興の用に供するために、施策については、概ね10年後を目標として定め直しをなさいよということになっています。今回、丸亀市につきましては、県内の7市町、高松、丸亀など7市町が取り組んでいて、概ね来年の3月末までには策定を完了しなければならないようになっております。一応、国の指針は、令和2年の12月に発表されたものでそれを受けて県が令和4年の1月に基本方針という形で見直しを行って参りました。その中で、我々も丸亀市として取り組むということになっております。今回の見直しの中で、いつもはこちらで審議して頂くときには、個別の除外を、こんなふうにいたしますというご説明を差し上げるんですけど、今回はそのようなものでなく、変更の理由の大きなところにつきましては、大きな国道、県道、市

道がつき、その周りは経済発展するのが目に見えているので宅地転用が間違いないので除外します  
といったことを市の施策として行いました、また、水防倉庫のようなライフラインに関わるような  
ものは、農振除外は個別にはお伺いを立てなくてもいいことになっていますので、5年毎の見直し  
のときに、道がかかったり、ライフラインに関わるものが出来たり、そこに農用地がある場合は除  
外せと、水防倉庫も後で農用地のリストから除けようということで、非常に今回は小さな変更にな  
っております。で、レジュメに戻ります。2番の農地区域の面積の妥当性につきまして、お示しを  
数字でしております。県全体としましては、令和5年の実績値ですけども、概ね24,300ヘクタール、  
これが県内の農用地の全部の面積ということになっております。令和12年の目標は香川県全  
体として23,800ヘクタールで、500ヘクタールしか減らさないぞということを表明していきまして、  
減少率は2.1%となっております。丸亀につきましても、令和5年の基準値から考えて、令和12年  
まで減少率、こちらは2.8%で、概ね2%台で推移しており、妥当な状況となっております。以上  
のようなことを踏まえ、今回の計画案で、県に同意をもらって、4月の受付からは、元の個別除外  
なり、農用地の農業振興施策に供するように進んで参りたいということで、本日ご報告とご説明に  
伺った次第です。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりましたが、この件について何かご質問等があったらお願いします。いきなりお渡し  
して、なかなかお目通しが難しいかもわかりませんが、わかりにくい点があったら、この機  
会に、西山さんが見えですので、ご質問あれば、どうぞおっしゃってください。ございませんか。  
今すぐにはわからんという感じですか。

●農林水産課農政担当（西山善行君）

難しく申し上げてしまって、申し訳ございません。後日でも構いませんので、電話なり窓口なり  
で、私にご質問していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

そういうことですので、分かりにくい事がありましたら、また、お尋ねいただけたらと思います。

特にご意見もないようですので異議のないものといたします。西山さん、ありがとうございました。

●農林水産課農政担当（西山善行君）

ありがとうございました。失礼します。

●会長（松永哲夫君）

それでは次に、議題 2 番 農地利用意向調査の実施について事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

はい。失礼します。事前にお送りしております 12 月総会資料利用意向調査の実施についてという資料をご覧ください。利用意向調査自体は基本的に推進委員さんの業務になりますが、この資料につきましては、農業委員さんにもお送りさせていただいておりますので一緒にお聞きいただけたと思います。最初に利用意向調査とはとありますが、農地パトロールで、遊休農地と判定した農地の所有者等に今後の農地利用の計画についてお伺いするものです。次に配布物のところですけど、本日、意向調査の対象農地がある推進委員の机の上に、タブレット端末と調査書類一式を置いております。書類の内容は利用意向調査書、2 枚目が対象農地の地番明細、3 枚目が回答書でこれが調査対象者人数分。あと、訪問通知用の封筒が数枚と加算報酬用の活動記録簿をつけております。次に利用意向調査の流れについてですが、1 番、はじめにタブレットに登録された調査対象農地を現地確認。A 前回現地確認後から日にちが経っているので、その後耕作管理されている、定期的に草刈りされている情報がある場合は、タブレットで耕作中を入力して終了です。使わなかった調査書はまとめて返却いただきます。B 遊休農地のままである場合、タブレットに不耕作緑もしくは不耕作黄を入力と入力頂きまして、タブレットの台帳情報で農地の地番と所有者名を見て、お渡ししている調査書の地番と氏名と一致していることを確認して所有者宅への訪問調査をお願いします。お渡ししている調査書に所有者の住所を記載していますので、お持ちのゼンリン地図でお調べいただいて訪問してください。続けて裏面の 2 調査書類をもって所有者宅を訪問についてです。利用意向調査書と筆明細を相手にお渡しし、意向調査の趣旨、内容を説明して回答書に住所、氏名、電話番号と農地利用の意向の選択肢 1～4 のどれか選んで記入していただき回答書を回収する流れになります。参考にどれか一つ調査書、筆明細と回答書一式をご覧くださいと思います。利用意向調査書の中身から見ていきたいと思います。調査の主旨、目的ですが、これは現在管理不全の状

態の農地について、遊休農地を解消し、今後農地の有効利用を推進するために所有者としてどのような意向をお持ちかそれを調査することになります。

調査書の3の留意事項の所をご覧ください。以下のいずれかに該当する場合は、農地法第36条の規定に基づき農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告しますので留意願います、と書いておりますが、ここいつも調査対象者からなんか難し気なことを書いていてよくわからないと質問を受けるのですが、要するに自分で耕作するとか、自分で貸借の相手や売り手を見つけるとかの意向を表明して、その意向どおりしない、また調査に回答をしない等の場合に、所有者の意思にかかわらず、半強制的に機構に貸付ける手続きを進めますよと言った内容になります。つぎに回答書の中身を見ていきたいと思います。住所、氏名、電話番号を記入いただいて、これ押印は不要です、

農地の利用の意向の選択肢①～④のいずれかを下の表の右側空欄に番号を記入していただきます。

①農地中間管理事業を利用します、農地機構に貸したいということですが、注意点が三つほどあります。1つ目が農業振興地域内の農地のみ選択可能、用途区域にある農地は選択できないので空欄に選択できない旨事前に記載しております。2つ目が機構に登録できても借受者が決まるまで自身で管理しなければならない。3つ目が機構に貸し付けを希望しても、借受基準に適合しない場合は借りてくれません。この3つ程の注意点がございます。次に②自身で所有権移転、権利の設定等をする。売却することが既に決まっているであるとか、貸借の手続きをする予定であるとかの場合です、売りたい、手放したいという希望だけで選択する項目ではないことにご留意ください。③自ら耕作する。この場合、自分で草刈り等保全管理をする、また、業者等に依頼して草刈り等してもらう等も含まれます。④その他を選択した場合は詳しく内容を書いていただかなくてはなりません。耕作や管理ができない理由を書く欄ではございませんのでご注意ください。以上実質3つの中から、選択することになります。原則、面談による調査をお願いします。留守の場合には、何枚か封筒を入れていただきますので、訪問通知をして再度お伺いするとか、調査書に記載いただいたら回収に行くとかを連絡する場合に、使って頂いたらと思います。住所地に住んでいない、空き家であるなど、面談不可能の時は事務局にご相談ください。続いて、タブレット・回答書・記録簿の提出についてですが、提出期限が1月31日金曜日までとなっています。事務局か各センターに提出してください。1月の定例総会にお持ちいただいても結構です。その他ですが、読み上げます。調査実施時は、手帳、名札、帽子、腕章など着用してください。緑色の2024年度活動記録セットにもあわせて活動内容をお書きください。活動保険に加入していますが、調査活動中のけが等には十分ご注意ください。自転車でのながら運転にはご注意ください。説明は以上です。何かご質問はございますか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたけどこの件について何かご質問がありましたらどうぞお願いします。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

農地利用意向調査の回答書の選択肢についてですけど、①②③にどれも該当しない場合が多々あると思っています。例えば、お金がないので放置しておくんやという場合どのようにしたらいいのでしょうか。

●事務局次長（大西良明君）

この調査は、管理ができませんというような回答は本来想定してなくて、管理はしなければならぬということになっていますので、そういう方いらっしゃるから今こんな現状になっているというのはそういうことなのですけれども、そこを何とか3番で保全管理を自分でする努力をさせていただくというふうに、お話して説得していただくしかないと思います。保全管理できません、はいそうですか、というのは私らの立場では、管理出来ないことを分かりましたということは難しいと思うんで、実際に出来なくても、出来る努力をしてくださいというような形で話をして頂きたいと思っています。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

やはり所有者も色々な事情があると思うんです。①②③にこう入れてくれ言うて、後の勧告は無いにしろね、やっぱそういうふうに言われたら、どうしようかなという方がいらっしゃると思うんです。多分、今例えば、遊休農地になっている方は、相続ができてない方とか、そういう方がいっぱいいると思うんです。今、次長言われたように、そういう書き方でいいことだよ。

●事務局次長（大西良明君）

そうですね。もうできるだけ、お願いするという形で最後締めていただけたらと思います。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

わかりました。

●会長（松永哲夫君）

他に何かございませんか。どうぞ。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

農地中間管理事業規定の基準はどのようなものか。基準の内容がわからない。

●事務局次長（大西良明君）

農機具が入るとか。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

メモか何か書いたものはないのか。

●事務局次長（大西良明君）

規定自体は、機構の職員が相談を受けて現地で農地を見て初めて判断することになるのですが。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

それだったら、この説明はできんな。どういうことか聞かれたら。分かりませんということになるわな。

●事務局次長（大西良明君）

そうですね詳しいことは一旦、希望を伺いして、機構の方にそういう貸付要望がありますということ伝えることになるのですけれども。ただ、現地で、田渡しの田んぼであるとか、一般的に今認定農業者が借りられている農地のような形状を成していない狭小で、農機具は入らない、水が入らないような農地っていうのはもう、委員さんの判断で、ある程度ここは難しいんじゃないかなというところはあると思います。すでに農地機構に、相談に行って断られたとかいう農地もまだ、今

結構ありますので、ひょっとしたらそういう農地も該当するのかもわからないんで。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

断られている場合は、管理のさっき説明してもらった4番とごっちゃになるな。

●事務局次長（大西良明君）

でも、本人の強い機構への貸付意向があれば、1番をつけてもらって、機構が借り入れるようでしたらまたこちらから多分お話があると思いますので、どうしても1番ということであれば1番はつけられないよとは、こちらから言う必要はございませんので、所有者の意向の通り記載していただいたらと思います。

●会長（松永哲夫君）

すいません、先ほどお手を挙げられた方どうぞ。

●農地利用最適化推進委員（山本敏一君）

最初の方と同じような質問なんです。こないだ1人、5反ぐらい持っている方に、もう草が生えて、市の方からも指摘受けとんやとかみたいなこと言ったら、やる気はあるんやけど、もうその人は心臓が弱ってやれないと。トラクター持っている、草刈機も持っているけど、体が言うこと利かない。じゃあ、有料で刈ってもいいですよって言ったらお金がない。こういう人は、3番でいいんですかね。

●事務局次長（大西良明君）

私も直接その方とお話したことがないので、業者にお願いするお金がないのと、個人的に身体的に難しい以外に、ちょっとその選択肢があるのかどうかというのは、今すぐお答えはできないんですけども。出来るだけ費用をかけずに、誰かにお願いしてやってもらうように、今後も考えてくださいと。やるかどうかこれわかりませんよね。ただ、もうそれはもう考えてくださいということでお願いしますというしかないと思います。

●農地利用最適化推進委員（山本敏一君）

はい。了解しました。それと調査行くときに現状がかわっていた場合は、どうしたらいいんでしょうか

●事務局次長（大西良明君）

まず、タブレット端末に調査対象農地として、赤いマークをつけております。必ず、まず農地を見ますよね。それからの判断になると思うんですけど。

●農地利用最適化推進委員（山本敏一君）

時間的なずれによって、前回見たときには調査対象となっていたけど、訪問する前に、もう一度現状を見たらクリアできているなどなった場合はどういう風にしたらいいんでしょうか。

●事務局次長（大西良明君）

タイムラグについては、意向調査で訪問し、対面で話をして、何月何日に見たところではこんな状況だったので調査に来ましたということを伝えてもらい、もう刈っているということであれば、それで終わりにかまいません。

●農地利用最適化推進委員（山本敏一君）

はい。了解です。ありがとうございました。

●農地利用最適化推進委員（宮武俊博君）

圃場整備にこれからかかるところが入っているんですけど、どうすればいいんでしょうか。最終的に、その土地は小さなところばかりで、放棄された場合、その時は所有者が変わってしまうんですね圃場整備した段階では。そういった土地も意向調査をするんでしょうか。

●事務局次長（大西良明君）

圃場整備事業の具体的な情報が、私たちでは分かりませんので、そういう情報があり調査する必

要がないと判断されるのであれば、整備予定地と記載していただければと思います。

●農地利用最適化推進委員（宮武俊博君）

そうすれば、こっちで判断すればいいんですね。

●事務局次長（大西良明君）

はい、結構です。

●農地利用最適化推進委員（宮武俊博君）

そういったところが、何カ所があるんだけど。もう、既に放棄すると確約されているところがあるって。

●事務局次長（大西良明君）

その情報をメモに書いていただいておりますので、お返しにいただけたらと思います。

●会長（松永哲夫君）

他にございませんか。もし、何かありましたら、事務局にお尋ね頂いて、また、市民総合センターでもお聞きいただけたらと思います。それでは、他にご意見もないようですので、異議のないものといたします。他の議題ありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

今日お配りしている資料についてですが、研修の話です。県から研修会の案内が来ています。1月23日、香川県農地最適利用推進大会ということで、場所が国分寺ホールで、元国分寺の町役場の隣です。結構遠いので、内容的にはこれ地域計画の話ばかりで、ちょっと今丸亀がやっている地域計画の推進方法と国が考えているのと若干ずれがあるので、ためになるかどうかかわからないのですがご興味がある方は、1月10日までにちょっと人数を報告しないといけないので、1月10日の午前中ぐらいまでに事務局の方にご一報をいただけたら、参加者の名簿を出します。もうこれ強

制的に行ってくださいってなかなか言いにくいので、もし、行きたいっていうご希望があれば、事務局の方に、ご一報いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

何かご質問ありますか。特に無いようですので、報告連絡事項に移ります。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告・連絡事項に移ります。報告 1 定例農家相談の開催結果について、事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は令和 6 年 11 月 27 日水曜日 松永会長で、市役所本庁開催分は令和 6 年 12 月 5 日木曜日 大西委員で、綾歌市民総合センター開催分は令和 6 年 12 月 10 日火曜日 牛田委員で、午前 9 時から 11 時で受付を行いました。飯山市民総合センター受付時に 1 件の相談がありました。内容といたしましては、現在利用権設定により農地を貸しているが、令和 7 年 1 月末で期間が終了する。2 月以降について、農地の借り手を探してほしいとの相談の内容でした。回答といたしましては、松永会長から借りてくれている人に継続して耕作してもらえないか継続の意思確認をすることになりました。継続の場合は、1 2 月に発送する終期通知により更新手続きをしてもらう旨を説明、継続意向がない場合は、香川県農地機構へ相談する旨を案内しました。同日、会長から継続意向がある旨の報告を受けています。

次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は 12 月 27 日金曜日 尾崎委員、市役所本庁開催分は 1 月 6 日月曜日 田中委員、綾歌市民総合センター開催分は 1 月 10 日金曜日 小松委員の担当で、それぞれ午前 9 時から 11 時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告について何かご意見等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

意見もないようです。その他の報告はありますでしょうか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続きまして、土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

はい、土地に関する議題として、議案第 65 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 66 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 67 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 68 号 農用地利用集積計画の決定について、議案第 69 号 非農地証明願について、議案第 70 号 農地改良に係る届出について、報告事項として、報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について。以上、ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 65 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の 1 ページをご覧ください。位置図と一緒に御審議よろしく願いします。議案第 65 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 9 件です。

1 番 山北町・・・合計面積 294.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、譲受人へ、生前贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2 番 飯野町東二・・・合計面積 150.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

3 番 飯野町東分・・・合計面積 451.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4 番 土器町西一丁目・・・合計面積 87.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、譲渡人の要望により譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2 ページをお開きください。

5 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 716.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で麦を作付けする計画が提出されています。

6 番 綾歌町栗熊西・・・合計面積 1,922.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

7 番 綾歌町富熊・・・合計面積 3,387.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

8 番 飯山町川原・・・合計面積 915.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

9 番 飯山町川原・・・合計面積 70.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上 9 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲

受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第 4 号の農作業常時従事要件、及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準 並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので採決いたします。議案第 65 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 9 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第 65 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 9 件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

●会長（松永哲夫君）

次に、議案第 66 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

3 ページをお開きください。議案第 66 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 土器町西二丁目・・・合計面積 147.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、申請地に進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 1 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので採決します。議案第 66 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番の案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 66 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 1 件は、原案どおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

●会長（松永哲夫君）

次に、議案第 67 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

4 ページをお開きください。議案第 67 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 8 件です。

1 番 中津町・・・合計面積 395.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場、貸資材置き場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 中津町・・・合計面積 396.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番 田村町・・・合計面積 313.00 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 78.00 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

4 番 川西町北・・・合計面積 32.68 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、工事用車両の進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分され、令和 7 年 11 月 30 日までの一時転用のため転用できるものと考えます。なお、この案件は次の 5 番に関連します。5 ページをお開きください。

5 番 川西町北・・・合計面積 341.78 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 132.78 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 番 原田町・・・合計面積 453.38 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 187.76 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場用に宅地拡張の造成整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 番 土居町三丁目・・・合計面積 4,088.00 ㎡（内併せ利用地 3,222.00 ㎡）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分され、工事が完了する令和 8 年 3 月 31 日までの一時転用のため転用できるものと考えます。

8 番 綾歌町富熊・・・合計面積 2,741.91 ㎡（内併せ利用地 1,267.91 ㎡）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場、資材置き場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 8 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりましたこれより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので、採決いたします。議案第 67 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 8 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議ないようですので、議案第 67 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 8 件は、原案のとおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 68 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、6 ページをお開きください。議案第 68 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。6 ページから 50 ページにかけて記載しています。申請件数はあわせて 82 件、筆数 192 筆、面積 173,933.75 m<sup>2</sup>詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、御審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございますか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので、ご異議も無いようでありますので、議案第 68 号 農用地利用集積計画の決定について、82 件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 69 号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 51 ページをお開きください。議案第 69 号 非農地証明願についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 綾歌町岡田下・・・合計面積 137.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

申請地は、これまで農業用施設として利用されているものです。

以上1件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第69号 非農地証明願について、整理番号1番の案件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第70号 農地改良に係る届出についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは52ページをお開きください。議案第70号 農地改良に係る届出についてでございます。案件は1件です。

1番 飯山町下法軍寺・・・合計面積5,666.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、当該地でアスパラガスのハウス栽培を行うにあたって、作業能率の向上並びに耕作利便性を高めるため、盛土最大約1.65mをし、農地造成を図るものです。

以上ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第70号 農地改良に係る届出について、整理番号1番

の案件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認については、一括して、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 53 ページをお開きください。報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてでございます。報告は 4 件です。

1 番 中津町・・・合計面積 3,154.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 4 月 21 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

2 番 中津町・・・合計面積 17.30 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 4 月 21 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

54 ページにかけてになりますが

3 番 綾歌町富熊・・・合計面積 10,911.82 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 4 年 11 月 23 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

55 ページをお開きください。

4 番 飯山町東坂元・・・合計面積 3,446.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 9 月 5 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

56 ページをお開きください。報告第 28 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について報告は 3 件です。

1 番 土器町西二丁目・・・合計面積 147.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、転用のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2 番 綾歌町栗熊西・・・合計面積 1,922.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、売買のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。議案 65 号 6 番で説明したとおりです。

57 ページをお開きください。

3 番 飯山町東小川・・・合計面積 1,131.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、労働力不足のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、それでは報告事項はこれで終わります。以上で、12 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。

（午後 4 時 30 分終了）